

シンフォニー
指定通所介護事業所（介護予防通所サービス事業所）運営規程
第 1 章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、株式会社 ユーモアが設置経営するシンフォニーが行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービス（以下「通所介護」という。）の事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 事業所は、老人福祉法並びに介護保険法及び関係法令に基づき、要介護認定を受け、要支援、要介護状態と認定された者（以下利用者）及び事業対象者に対して適切な介護と必要な相談、援助、機能訓練、健康管理の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（定 員）

第3条 事業所の利用定員は 35 名とする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 シンフォニー
- 二 所在地 静岡県浜松市中央区小豆餅四丁目1番18号

第 2 章 職員及び職務分掌

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、センター従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 生活相談員 1名以上
利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
看護職員 1名以上
利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
機能訓練指導員 1名以上
機能の減衰を防止するための訓練を行う。
介護職員 5名以上
利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

第 3 章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 通所介護に係わる営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始の6日間（12月29日から1月3日まで）を除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時35分までとする。

四 時間延長 午前8時から午前9時30分、午後4時35分から午後7時までとする。

第 4 章 通所介護の内容

(通所介護の内容)

第7条 通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 運動器機能向上
- 二 口腔機能の向上
- 三 日常生活上の支援
- 四 生活行為向上支援
- 五 健康状態の確認
- 六 アクティビティの実施
- 七 送迎
- 八 給食サービス
- 九 入浴サービス
- 十 その他利用者に対する便宜の供与

第 5 章 利用者に対する処遇

(基本原則)

第8条 従業者は、社会福祉、医学及び心理学等の知識を活用して、利用者がその心身の状況に応じた快適な生活を、明るい環境のもとで営むことができるよう最大限の努力をしなければならない。

2 利用者の処遇は老人福祉法並びに介護保険法の基本的理念に基づくとともに、人種、社会的身分、門地、宗教、信条等によって差別的又は優先的取扱を行わない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業所は、通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及び家族等に対して面接を行い、事業所の目的、方針、通所介護サービス、利用料、その他必要な事項を記した文書を交付して、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の通所介護事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、通所介護の提供を求められた場合は、その者の介護保険被保険者証によって、受給資格等の確認をしなければならない。

2 前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所介護を提供するよう努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第12条 事業所は通所介護申込の際に要介護認定を受けていない申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身状況等の把握)

第13条 生活相談員は、新たに通所介護を希望した申込者に対して、心身の状況、家庭環境、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めこれらを提供する者との密接な連携を図る。

(秘密保持等)

第14条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 管理者は、事業所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、措置を講じなければならない。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておかななければならない。

(日常生活相談)

第15条 利用者の介護、生活指導及び看護にあたる職員は、利用者の人格を尊重し常に敬愛の情をもってその業務を行わなければならない。

2 利用者の介護及び生活相談に当っては、利用者の年齢、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して、利用者の実態に即した個別処遇方針を設定し、これより個々の利用者に適した処遇を行うものとする。

3 利用者の介護及び生活相談に当たる職員は、利用者の状況変化等を的確に把握し適切な処置を講ずると共に、主要事項についてはケース記録に記録しなければならない。

4 第2項に規定する個別処遇方針は、利用者の変化に応じて随時見直しをしなければ

ばならない。

(余暇指導)

第16条 事業所は娯楽設備の充実を図ると共に、各種行事を随時実施するなど利用者の余暇を有効に活用させるよう努めなければならない。

2 事業所は、利用者が自主的に行う活動については施設運営上支障が認められない限りこれを認め、努めて便宜を図るものとする。

(食事の提供)

第17条 食事の提供にあたっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により実施する。

2 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により提供する。

3 調理業務に従事する職員にあつては、特に身の清潔に留意する。

4 調理室、食品貯蔵庫は関係者以外の立ち入り規制し、常に清潔にしておかなければならない。

(衛生管理)

第18条 管理者は、利用者の保健衛生の維持向上を図るため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 衛生知識の普及指導
- 二 整理整頓
- 三 便宜の消毒
- 四 その他入所者の保健衛生上必要な事項

(機能訓練)

第19条 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第20条 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持のための適切な措置を講じ、その記録を個人別に記録しておかねばならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待防止責任者の設置
- (3) 虐待防止委員会の設置及び定期的な委員会の開催
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用

者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(禁止行為)

第22条 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をすること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊をすること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 その他管理者が定めること。

(損害賠償)

第23条 利用者が、故意又は過失によって事業所の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

第 6 章 サービス計画及び利用料

(通所介護計画及び介護予防通所サービス計画(以下通所介護計画という)の作成)

第24条 管理者は、生活相談員に通所介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき当該利用者に対する通所介護の目標及びその内容、留意すべき事項等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

3 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。そして、作成した計画を利用者に説明し、同意を得た上で交付する。

4 生活相談員は、通所介護計画の作成後においても、通所介護の提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、通所介護計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて通所介護計画の変更を行うものとする。そして、変更した計画を利用者に説明し、同意を得た上で交付する。

(通所介護の取扱方針)

第25条 事業者は利用者について、その者の要介護、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 通所介護の提供は、通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、通所介護の質の評価を行い常に改善を図らなければならない。

3 職員は、通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(通所介護計画の変更の援助)

第26条 事業所は、利用者が通所介護計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所及び、地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービス提供の記録)

第27条 事業所は、通所介護を提供した際には、それぞれの利用者について、そのサービスの提供日及び内容、通所介護計画にしたがったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

(利用料等の受領)

第28条 本事業が提供する通所介護の利用料は、介護報酬告示上の額及び浜松市の要綱で定める額とし、法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額及び浜松市の要綱で定める額のうち利用者の負担割合に応じた額とする。

2 事業所は、前項の支払いを受けるほか、つぎの各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食費 650円

二 おむつ代 100円・パット代 50円

三 延長利用料 1時間まで 500円

四 通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

第7章 送迎及び事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第29条 通常の事業の実施地域。

浜松市中央区(北地区、曳馬地区、萩丘地区、東地区、積志地区、長上地区、三方原地区)

浜松市浜名区(浜名地区)

(送迎方法)

第30条 通所介護利用者の送迎は、事業所が準備する車両により行う。

第8章 サービス利用にあたっての留意事項

第31条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

第 9 章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第 3 2 条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、事故が生じた場合には、家族または緊急連絡先へ連絡すると共に速やかに主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(事故発生後の対応)

第 3 3 条 事業所は、利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者に係わる居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

第 10 章 非常災害対策

第 3 4 条 事業所は、「消防計画」に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第 11 章 その他運営に関する重要事項

第 3 5 条 事業者は、従業員の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ユーモアにおいて定めるものとする。

第 3 6 条 事業所は、介護職員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後12月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (5) 介護予防に関する研修 年1回

附則

この規程は平成25年10月1日から施行適用する。

この規程の改定は平成25年10月21日から施行適用する。

この規程の改定は平成26年11月1日から施行適用する。

この規程の改定は平成27年7月1日から施行適用する。

この規程の改定は平成29年10月1日から施行適用する。

この規程の改定は平成30年4月1日から施行適用する。

この規程の改定は令和元年6月1日から施行適用する。

この規程の改定は令和4年1月10日から施行適用する。

この規程の改定は令和6年1月1日から施行適用する。